

下仁田町産業支援事業補助金制度のご案内

～電子商取引支援補助金（インターネットショップ等起業支援）～

この制度は、近年、発展し続けているEC（電子商取引）市場において、商品の売上アップ、販路拡大を目指す方を支援するものです。インターネットショップを出店・開設する事業者に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

1. 補助対象者

次の条件を全て満たす方が対象です。

- (1) 町内中小企業者又は企業団体、個人事業主
- (2) 対象経費について、国又は県の補助金の交付を受けていない者または受けようとしていない者
- (3) 町税及び町の各種料金に滞納のない者
- (4) 「内国普通法人等の設立の届出」または「個人事業の開業届出」を適正に行っている者

2. 補助対象事業

次のいずれかに該当する事業が対象です。

- (1) 新たにインターネットショップを開設・出店する事業
- (2) 既存のインターネットショップを、スマートフォンやタブレット等マルチデバイス対応に更新する事業
- (3) 既にインターネットショップを開設・出店している場合で、2店目以降のインターネットショップを開設・出店する事業

3. 補助対象経費

インターネットショップの開設・更新にかかる経費	・ショッピングモール出店時にかかる経費 ・サイト出店時の初期設定にかかる経費 ・サイトデザイン作成・システム構築等の委託料
インターネットショップの運営にかかる経費	・ショッピングモール月額利用料 ・サーバーレンタル費用等の各種システム利用にかかる経費 ・バナー広告料等の販売促進にかかる経費

4. 補助率及び限度額

補助対象経費の2分の1（1件あたり上限15万円）

5. 申請方法

補助金の交付を受けようとする者は、事業開始前に次の書類により申請してください。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 別紙3 電子商取引支援補助金
- (3) 町税の完納証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

制度の詳細については下仁田町産業支援事業補助金交付要綱をご確認ください。